

愛知大学における公的研究費の不正防止計画

2018年2月

愛知大学(以下「本学」という。)は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)を踏まえ、研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為を防止する取り組みを行っております。公的研究費を適正に管理運営をし、不正使用等を防止するため「愛知大学における研究遂行のための基本方針」のもと、「愛知大学公的研究費管理・監査規程(以下「規程」という。)」に基づき、次のとおり不正防止計画を策定します。

項目	不正防止の取り組み	不正を発生させるとされる要因
I. 【機関内の責任体系の明確化】		
研究費の管理業務に関する学内の職務権限と責任の明確化により、機動的かつ効率的な管理運営を目指します。		
運営・管理体制の明確化	研究費の管理業務に関する学内の職務権限と責任の明確化により、機動的かつ効率的な運営・管理を目指す。最高管理責任者(学長)、統括管理責任者(副学長(経営担当))の下、コンプライアンス推進責任者(学部長・所長等)は、研究活動上の運営・管理のみならずコンプライアンス教育に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の運営・管理に関する責任者と権限が明確ではない。
II. 【適正な運営・管理の基礎となる環境の整備】		
公的研究費の多くは国民の税金を原資としており、研究費の適正使用は科学研究に携わる者の責任であることを教職員一人一人が十分認識する必要があります。研究費の適正使用に対する教職員のコンプライアンス意識の向上を図り、不正使用を許さない組織風土を構築します。研修や説明会等の実施、Q&Aやマニュアルの整備等により、研究費管理に関する競争的資金ごとのルールや学内ルールを、教職員にとってわかりやすい形で周知します。		
ルールの明確化	研究費の使用ルールや、諸手続き、関連規程等については毎年必要に応じて見直しを行い、その内容を記載した冊子「研究支援のご案内」を研究者および関連部署の事務職員等へ配付する。	<ul style="list-style-type: none"> 公的研究費の使用ルールや学内諸手続等の認識の甘さ、どのような行為が不正に当たるのか理解できていない。
意識の向上	研究者の研究倫理意識の高揚と、コンプライアンス(法令遵守)の意識を徹底するため、愛知大学研究倫理規程に基づき、公的研究費執行のためのマニュアル等の整備をする。冊子「研究支援のご案内」への掲載や、定期的に説明会や研修会等を開催し学内に周知する。 公的研究費を執行する研究者、関連部署の事務職員等には、公的資金を使用する責任の重大さと研究者倫理・コンプライアンス(法令遵守)を自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「確認書(誓約書)」の提出を求め意識の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 公的資金を使用するという責任の重さ、公的研究費の使用ルールや学内諸手続等に関する認識が不足している。不正行為があった場合、本学全体の責任が問われることや本学に大きな影響を及ぼすことなど、公的資金を使用するという責任の重さが研究者、事務職員等に浸透されていない。
III. 【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の制定・実施】		
不正防止計画を全学的に推進する組織は、研究倫理・コンプライアンス委員会が担い、各部署における実施責任者であるコンプライアンス推進責任者(学部長・所長等)と調整及び連携のうえ、全学的業務を掌握し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保ちます。		
不正防止計画の実施及び見直し	不正を発生させる要因の把握とその検証を継続して進めるとともに、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、不断の見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> 不正を発生させる要因に関して相当数を把握しているが、具体的な事例をすべて把握できていない。

項目	不正防止の取り組み	不正を発生させるとされる要因
IV.【研究費の適正な運営・管理活動】		
研究者自身が責任をもって研究費執行管理を行うとともに、事務局は予算執行状況をモニタリングし、研究費の適切かつ効果的・効率的な執行を促します。また、実効性のあるチェックが効く体制の下で研究費を適正に管理するとともに、業者等との癒着の発生を防止します。		
適正な研究費の執行管理	コンプライアンス責任者は、研究者の研究費執行状況を確認し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の執行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に沿った研究費執行ができていない。
旅費に関する執行確認	研究者は、出張計画を事前に申請のうえ、用務先・用務内容等を明確にした出張報告書を提出する。事務局は、出張に関わる補助資料として、報告書記載内容を証明できるものの提出を求める。領収証の内容等に不明瞭な点がある場合には、事務局から出張者本人及び宿泊先・業者等に必要な確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・出張の事実確認のために必要な情報に不足がある。
物品納入後の検収	物品購入の場合、納品先を担当部署とし、納入品が発注どおりか検査する「検収」を担当部署と総務部署の複数体制で行うことを原則とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品納品の事実確認に不備がある。
謝金に関する管理	研究者が依頼した業務については、具体的な事項や事実確認ができる内容記載の書類等の提出を求める。アルバイト作業従事者は、出退勤時に担当事務局に立寄り、勤務状況表の勤務時間、作業内容等確認欄に自署で記載する。退勤時に担当事務局の事務職員が管理者印欄に押印し、厳格なチェックを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者が依頼した業務が実施されたか確認されていない。アルバイトの勤務実績が適切に管理されていない。
V.【情報の発信・共有化の推進】		
公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針、本学における競争的資金等の獲得状況、および学内外からの相談・通報窓口や利用方法等について、ホームページ等により学内外に公表します。		
ホームページ等による公表	公的研究費の不正防止に係る関連規程・方針等に加え、本学における競争的資金等の獲得状況や学内外からの相談・通報窓口や利用方法等についても、ホームページ等により学内外にわかりやすく公表し、周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・行動規範や使用ルール等に関する情報がわかりやすく周知されていない。 ・不正を発見した者が、通報窓口を知らないことから、伝達が遅くなる。対処の遅れにより事態が大きくなる。
VI.【モニタリングの在り方】		
研究費不正使用防止のため設置された内部監査室と各担当部署との連携を深め、研究費不正使用の抑止効果の高い内部監査を目指します。また、内部監査だけでなく、日常業務の各段階において教職員が不正使用に注意を払い、チェック機能を発揮できる環境づくりを目指します。		
内部監査の実施	内部監査室は、関連部署と密接な連携を図り、定期的な監査の他、リスクアプローチも考慮して積極的に研究現場での定期および臨時の実地監査も行う。業者等へヒアリングなども実施する。監査結果は、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な監査だけでは監査体制の整備が不備であり、不正防止や抑止機能が不十分である。

※ I～VIの項目名は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」による。